

○北しりべし廃棄物処理広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例

全部改正 平成 22 年 10 月 28 日条例第 2 号

最近改正 平成 28 年 2 月 10 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、別に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項を定めることを目的とする。

(小樽市条例の準用)

第 2 条 職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項は、小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 6 年小樽市条例第 29 号）の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 28. 2. 10 条例 1）

(施行期日)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。